

一般競争入札公告
地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和5年5月10日

鹿児島県知事 塩田 康一



- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称
令和5年度家畜保健衛生所等の焼却炉におけるダイオキシン類測定調査業務委託
 - (2) 調達をする役務の特質等
仕様書のとおり
 - (3) 履行期限
令和6年2月29日（木）
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 計量法（平成4年法律第51号）第107条第1項第2号による登録を受けている計量証明事業者のうち、大気（大気中に放出される気体を含む。）、土壌中の物質の濃度証明ができるものであって、現在、計量証明事業を行っていること。
 - (2) 計量法第121条の2及び計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第49条の2に基づいて大気中及び土壌中のダイオキシン類に係る特定計量証明事業者として認定を受けている者であって、現在、特定計量証明事業を行っていること。
 - (3) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、調査・測定業務について入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
 - (6) (5)中の「役員等」とは、次に掲げる者をいう。
ア 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
ウ 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
- 3 入札参加資格の確認
 - (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（兼）誓約書（別紙1）及び次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- ア 計量証明事業登録証（濃度、ダイオキシン）（写し）
 - イ ダイオキシン類に係る特定計量証明事業者としての認定証（写し）
 - ウ 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱に基づく入札参加資格審査結果通知書（写し）
 - (2) 提出場所及び提出期限
 - ア 提出場所
鹿児島県農政部畜産課家畜衛生係
 - イ 提出期限
令和5年6月2日（金） 午後5時15分
 - (3) 提出方法
持参又は郵送等による。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着することとする。
 - (4) 受付時間
持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - (5) 入札参加資格の確認結果の通知
入札参加資格の確認結果は、令和5年6月7日（水）までに書面又は電話により通知する。
 - (6) 提出書類に関する説明
提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
 - (7) その他
 - ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、返却しない。
- 4 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書・代理委任状の押印省略について
入札書及び代理委任状の押印を省略しようとするときは、入札前に官公署（独立行政法人、特殊法人を含む。）が発行する顔写真付き証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）で入札者（代理入札の場合は代理人）の本人確認を行う。
 - (3) 入札書の提出日
令和5年6月8日（木） 午前10時
 - (4) 入札書の提出場所
鹿児島県庁14階 14-A-1会議室
 - (5) 入札書の提出方法
(3)の提出場所に持参すること。
 - (6) 開札の日時及び場所
入札日及び入札場所に同じ
 - 5 契約条項を示す場所及び期限
鹿児島県農政部畜産課家畜衛生係
令和5年6月2日（金）午後5時15分
 - 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - 7 入札保証金
 - (1) 見積もる契約金額の100分の5以上の金額の現金又は次のアからエのいずれかの担保を、令和5年6月2日（金）午後3時までに納付すること。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
ア 政府の保証のある債券
イ 契約担当者が確実に認める金融機関（出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締まりに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振出し又は支払保証をした小切手
ウ 契約担当者が確実に認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形



仕 様 書

- エ 郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書（差出人が受取人を指定しない者に限る。）
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年（令和3年6月8日から令和5年6月7日）の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面又はそれに準ずる書類（契約書の写し及び委託費の受領状況のわかるもの）を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- なお、次の各号に掲げる者が一般競争入札に参加しようとする場合は、入札参加資格審査の際に提出された書面をもって上記書面の提出があったものとみなし、入札保証金の納付が免除される。
- ① 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号）に基づく入札参加資格審査に合格している建設業者
- ② 鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱（平成21年鹿児島県告示第485号）に基づく入札参加資格審査に合格している者
- 8 契約保証金
免除する。
- 9 入札の無効
次の(1)から(13)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 代理権を有しない者のした入札
- (3) 入札者が他の入札者の代理人と兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札
- (4) 入札者又はその代理人がした2以上の入札
- (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (6) 入札書の記載事項（入札年月日及び住所を除く。）が判明できない入札書、入札書の記載事項（入札金額を除く。）の訂正に押印のない入札書
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (8) 入札執行者が特に示した入札の条件に違反した入札
- (9) 民法第95条に基づく錯誤の入札と入札執行者が認めた場合の入札
- (10) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (11) 入札保証金の納付がない場合又は納付金額が過少の場合の入札
- (12) 失格した者の入札
- (13) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 10 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 11 最低制限価格
設定しない。
- 12 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県農政部畜産課家畜衛生係
電話番号：099-286-3224（直通）
FAX番号：099-286-5599

1 業務内容

- (1) 以下に掲げる対象施設における排ガス及びばいじん等（ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻）中のダイオキシン類濃度の測定・分析
- ※ 「ダイオキシン類」とは、ダイオキシン類対策特別措置法（以下、「法」という。）第2条第1項に掲げるものをいう。
- (2) (1)に係る報告書の提出 2部
- なお、報告結果は、法施行規則第8条による様式6（別紙含む）に準拠すること。
- (3) その他当該業務を実施するために必要な事項一切

2 測定方法

法施行規則第2条に定める方法による

3 対象施設

次の表に掲げる家畜保健衛生所等に設置されている焼却施設

対象施設名	所在地	焼却炉の製造元及び型番号
鹿児島中央家畜保健衛生所 焼却施設	日置市東市来町湯田1678	(株)DAITO BSZ-3500S
南薩家畜保健衛生所 焼却施設	南九州市知覧町郡4210-18	インシナー工業(株) 特 AK-190
北薩家畜保健衛生所 焼却施設	薩摩川内市上川内町5568-1	インシナー工業(株) 特 AK-190
始良家畜保健衛生所 焼却施設	始良市加治木町木田1641-1	インシナー工業(株) 特 AK-190
曾於家畜保健衛生所 焼却施設	志布志市松山町新橋21-17	インシナー工業(株) 特 AK-190
肝属家畜保健衛生所 焼却施設	鹿屋市西祓川町145-1	インシナー工業(株) 特 AK-190
鹿児島中央家畜保健衛生所 大島支所焼却施設	奄美市笠利町万屋字大カリヨ1984	インシナー工業(株) 特 AK-190
鹿児島中央家畜保健衛生所 徳之島支所焼却施設	大島郡徳之島町亀津字雁焼3980	インシナー工業(株) 特 AK-190

4 家畜保健衛生所との事前調整

当該調査については、対象施設を管理する家畜保健衛生所と事前調整の上、実施すること。